

福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領

19森第9162号

平成20年3月28日

最終改正 3森第544号

令和 3年5月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する森林整備に関する業務（以下「森林整備業務」という。）の委託契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第296条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、対象業務とは、条件付一般競争入札により入札を行う森林整備業務をいう。

2 この要領において、森林整備業務執行権者とは、対象業務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、随意契約により契約を締結する業務以外のものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 森林整備業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱（平成18年6月27日付け18森第611号農林水産部長通知。）第6条に規定する森林整備業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号いずれかに該当しない者であること。
- (3) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）第2条、第3条及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (5) 原則として、福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(入札の公告等)

第5条 森林整備業務執行権者は、次に掲げる事項について、福島県公式ホームページに

掲載する方法及び当該発注機関における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札書等の提出方法
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (8) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (9) その他必要な事項

- 2 公告は、公告した日から入札日まで行うものとし、その期間は原則として12日（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

（設計図書等の周知）

第6条 森林整備業務執行権者は、契約条項、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。

- 2 前項に規定する周知の期間は、入札日の前日までとする。
- 3 設計図書等に対する質問は、森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）（以下「質問書」という。）により、森林整備業務執行権者が受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して4日間（休日を除く。）とするものとする。
- 4 森林整備業務執行権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）に記載する。
- 5 森林整備業務執行権者は、前項の規定による回答書を設計図書等と同様の方法及び福島県公式ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、行わないものとする。

（入札保証金）

第8条 入札保証金の納付は、規則第249条第1項第4号の規定により免除するものとする。

（入札の執行等）

第9条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- 3 入札及び開札は公開とする。
- 4 森林整備業務執行権者は、開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い

金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。

- 5 前項の確認は、無効又は失格の入札を除き最低価格から第2番目の価格の入札を確認するまで行うものとする。

（森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成）

第10条 森林整備業務執行権者は、入札書に記載された事項を基に森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（様式第3号）（以下「一覧表」という。）を作成しなければならない。

- 2 森林整備業務執行権者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかな者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

（入札の無効等）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 1の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札を含む。）
- (4) 入札金額を訂正している入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札候補者）

第12条 森林整備業務執行権者は、最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者（第9条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。）（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

（再度入札）

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札候補者がいない場合には、森林整備業務執行権者は当該入札を打ち切ることができる。
- 3 第1項の入札には、第11条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(くじの実施)

第14条 第9条第4項及び前条第1項の規定に基づく開札において、失格の入札を行った者を除き、最低価格又は第2番目の価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより順位を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第15条 森林整備業務執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(入札参加資格の事後審査)

第16条 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

- 2 森林整備業務執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。
- 3 前項の確認は、第1順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、森林整備業務執行権者は、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に通知しなければならない。
- 4 第2項の確認は、開札日から起算して5日以内（休日を除く。）に行わなければならない。
- 5 第12条の規定により決定した落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第3順位以降の入札参加者を順次落札候補者として当該落札候補者に落札候補者になった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第14条及び前項の規定を準用する。

(入札参加不適合の通知)

第17条 森林整備業務執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

- 2 前項の通知に不服のある落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、その理由について条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第5号）により説明を求めることができるものとする。
- 3 森林整備業務執行権者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該請求を受けた日から起算して6日以内（休日を除く。）に、当該落札候補者に対し書面により回答しなければならない。なお、回答書面に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。
- 4 第2項に規定する理由の説明の求めは、入札事務の執行を妨げない。
- 5 森林整備業務執行権者は、第3項に規定する回答をするに当たり、当該落札候補者に入札参加資格があると考える場合において、まだ落札者を決定していないときは、改め

て第16条第1項に規定する資格確認の経た上で、入札参加資格不適格通知書を取り消す旨の通知及び落札者とする旨の通知を行うものとする。

- 6 第3項に規定する回答に不服がある落札候補者は、県の機関に再苦情の申立てをすることができる。この場合において、再苦情の申立ては、入札事務の執行を妨げない。
- 7 前項の再苦情の申立ての手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領（平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達）の規定による。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第18条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

（落札者の決定）

- 第19条 森林整備業務執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。
- 2 森林整備業務執行権者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。
 - 3 前項以外の入札参加者への落札者決定の通知は、次条の規定による当該入札結果の公表をもってこれに代える。
 - 4 森林整備業務執行権者は、落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表に記入しなければならない。

（入札結果等の報告）

- 第20条 森林整備業務執行権者は、この要領の規定に基づき執行した入札の結果等について、次の各号に掲げる書類を当該業務の予算を主管する課長に入札執行日から1週間以内に報告しなければならない。
- (1) 森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（様式第3号）
 - (2) 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（様式第6号）
 - (3) 第5条に規定する公告の写し

（入札結果等の公表）

- 第21条 この要領の規定に基づき執行した入札の結果等については、次の各項に定めるところにより、閲覧に供するものとする。
- 2 公表する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 第4条に規定する入札参加資格
 - (2) 入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
 - (3) 入札者の商号又は名称及び各入札者の入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額
 - (4) 施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とした場合においては、見積者の商号又は名称及び各見積者の各回の見積金額並びに契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
 - (5) 契約の内容

- ア 契約の相手方の商号又は名称
- イ 業務名、施行箇所、業務概要
- ウ 契約金額

3 公表の場所は、次のとおりとする。

(1) 公所

公所が執行した入札の結果について、当該公所内に設置する閲覧所において、公表するものとする。

(2) 県政情報センター

当該業務の予算を主管する課長は、前条の規定に基づき提出された書類の写しを県政情報センターに持参し、県政情報センターにおける閲覧の用に供するものとする。

(3) 各地方振興局県政情報コーナー

森林整備業務執行権者（県北地方振興局管内に所在する公所の長を除く。）は、第20条第1項の各号に掲げる書類の写しを管内の地方振興局に持参し、県政情報コーナーにおける閲覧の用に供するものとする。

(4) ホームページ

森林整備業務執行権者は、第20条第1項の各号に掲げる書類の写しを当該発注機関のホームページに掲載し、公表するものとする。

4 公表の時期は、契約締結後1週間以内とする。

5 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

2 平成28年6月30日以前に入札公告を行った森林整備業務については、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年5月26日から施行する。

2 令和3年5月25日以前に入札公告を行った森林整備業務については、従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条関係）

森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

（森林整備業務執行権者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

（作成担当者）

業 務 番 号	
業 務 名	
質 問 事 項	

様式第2号（第6条関係）

森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年 月 日

（森林整備業務執行権者）

業 務 番 号	
業 務 名	
質 問 事 項	
回 答 事 項	

森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

（森林整備業務執行権者）

業 務 番 号		年 月 日	公 告	
業 務 名			開 札 及 び 落 札 者 決 定	

No.	入 札 参 加 者	入 札 参 加 資 格 の 確 認 結 果						入 札 結 果	備 考
	商号、名称	① 森林整備業務 競争入札参加 有資格者名簿 に登録され、 かつ、入札公 告に記載の業 務区分に登録 されている。	② 地方自治法施 行令第167条 の4に該当し ない。	③ 入札参加資格 制限中 で な い。	④ 会社更生手続 又は民事再生 手続中 で な い。	⑤ 福島県内に本 店、支店又は 営業所を有す る。			

様式第4号（第17条関係）

森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適格通知書

年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

（森林整備業務執行権者）



先にあなたを落札候補者とし、入札参加資格を確認する旨通知しました下記の森林整備業務については、下記のとおり入札参加資格がないことを確認しましたので、お知らせします。

なお、この通知に不服があるときは、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
業 務 番 号	第 号
森 林 整 備 業 務 名	
入 札 参 加 資 格 が ない と 認 め た 理 由	

様式第5号（第17条関係）

森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適合
通知に対する理由説明請求書

年 月 日

（森林整備業務執行権者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
（作成担当者）

業 務 番 号	第 号
森 林 整 備 業 務 名	
理 由 の 説 明 を 求 め る 理 由	

年 月 日

業務執行機関

入 札 （ 見 積 ） 執 行 調 書
入 札 （ 契 約 ） 結 果 書

業務番号		業務名		契約	年 月 日
入札執行年月日		業務区分		着手	年 月 日
地 区 名				完成	年 月 日
施 行 箇 所				予定価格	
業 務 概 要					

登 録 番 号 有資格者名	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。